

喜多方市まちなみ景観形成事業費補助金交付要綱

(平成29年 1 月 4 日 全部改正)

(趣旨)

第1条 この要綱は、喜多方市景観条例第21条第2項に基づき、良好な景観の形成の促進のための措置及び活動を行う市民及び事業者(以下「補助事業者」という。)に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、喜多方市補助金等の交付等に関する規則(平成18年喜多方市規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び補助金額)

第2条 補助金は、補助事業者が喜多方市まちなみ景観形成事業実施要領(以下「実施要領」という。)に基づく事業を実施した場合に、当該事業に要した経費について、補助事業者に対して交付するものとし、その額は別表に定める補助率により算出した額の範囲内において、市長が定める額とする。ただし、補助金額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第4条第1項に規定する申請書は、喜多方市まちなみ景観形成事業費補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(様式第1号別紙)
- (2) 工事請負契約書及び売買契約書の写し
- (3) 領収書の写し又は支払済額がわかる書類
- (4) 工事着工後写真
- (5) 市税納税証明書
- (6) その他市長が特に必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、規則第5条により補助金の交付を決定した場合は、補助金交付指令書(様式第2号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第5号に規定する市長が必要と認める事項は、次のとおりとする。

- (1) 補助を受けた者は、補助金の目的を達成するため補助対象物件の維持管理に努めなければならないこと。

(2) 前号に掲げるもののほか、規則及びこの告示の定めに従うこと。

(申請を取り下げることができる期日)

第6条 規則第8条第1項の規定に基づき申請を取り下げることができる期日は、事業者が補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して10日以内とする。

(補助金の請求)

第7条 補助事業者は、規則第5条の規定による交付決定の通知を受けた時は、喜多方市まちなみ景観形成事業費補助金交付請求書(様式第3号)により速やかに補助金の請求を行わなければならない。

(財産処分の制限)

第8条 規則第18条第1項に定める財産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)によるものとする。ただし、同省令に定めのない財産については、別に定めるものとする。

(会計帳簿等の整備等)

第9条 補助金の交付を受けた事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

2 事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る財産管理台帳(様式第4号)を前項に規定する期間備えておかななければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、改正前の要綱(平成18年1月4日施行)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第2条関係）

補助対象項目	補助対象経費	補助率	補助限度額
建築物	住民協定に基づき景観に配慮するための外観に係る工事費	1/3 以内	50万円
境界構築物 (門、塀等)	住民協定に基づき景観に配慮するために係る次の経費 1 構築物の意匠（デザイン料） 2 構築物の設置	1/3 以内	20万円
建築附属物 等	住民協定に基づき景観に配慮するために係る次の経費 1 外観に係わる建築設備、自動販売機の日隠し 2 グリルシャッター等による修景 3 看板の設置（デザイン料も含む）	1/3 以内	10万円
緑化	住民協定に基づき景観に配慮するために係る次の経費 1 緑化（植樹等）	1/3 以内	10万円

- 備考 1 補助は1事業者につき補助対象項目毎に1回限りとし、修繕工事費も対象とする。
- 2 補助対象経費は、協定団体における景観運営委員会等と協議を経て実施するものに係る経費であることを条件とする。
- 3 補助対象経費に対し、他の補助金（市の制度によるものを除く。）が充当される場合については、当該他の補助金の額を控除した額を補助対象経費とすることができる。
- 4 補助対象事業の経費が複数の機能を持つなど、一つの補助対象項目に区分できない場合においては、該当する補助対象項目のうち、高い方の補助限度額の補助対象項目に該当する経費とみなす。